

# 山口県報

平成25年  
7月16日  
(火曜日)

## 目次

○告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知の内容及び掲示場所(森林整備課)	四
臨港地区の分区の指定(四件)(港湾課)	五
○公告	六
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(四件)(県民生活課)	六
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	七
山口都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)	八

## 山口県告示第二百八十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年七月十六日から同年八月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 長州産業株式会社

住 所 山陽小野田市新山野井三七四〇番地

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 長州産業株式会社・工場

所在地 山陽小野田市新山野井三七四〇番地

三 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十二号の非鉄金属製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。



(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	排水処理施設		凝集沈殿施設		排水ろ過施設		分解施設		種		項		目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			
	処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		目					
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前				
汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	六・九	〃	七	六・一	六・八	七	五・六	九	五	八	五・八	八	六・三	七	一	二	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)
	〃	〃	〃	〃	〃	八	六	七	五	九	七	七	四	〃	〃	〃	〃	〃
	一一・七	七・六	七三・二	一五・一	一五六・二	二二・六	二三三・二	二四	四一九・九	二〇・九	三四	四一・八	二三五・二	一一〇	九八〇・二	三九一	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)
	一二・四	一五・一	七七・三	三〇・一	一五二・八	四五・六	二三三・五	五〇・七	五四九・五	四七・八	四四・五	九五・六	二二四・四	一五〇	八九三・三	六一〇	〃	〃
	一七・一	一・二	三・七	四・九	七	五	三五〇・三	一一三・九	二二・六	二	七六〇	五	一、〇六一・九	検出せず	一〇・六	五	通 常 最 大	浮遊物質質量 (mg/l)
	二〇・一	二・五	一一・一	一〇	一三五・五	一〇	三五四・二	三〇〇・二	二二・六	二	七六〇	〇	一、〇四一・五	二	一〇・三	一〇	〃	〃
	〇・五	〇・七	三	一・四	四・五	〇・七	二・七	一・四	一・九	一	〇・五一	一	二二・二	二	一七・四	二	通 常 最 大	窒素
	一・一	一・五	六	三・一	七・七	一・二	四・六	二・四	一・九	一	〇・五一	一	一一・五	三	一六・四	三	〃	〃
	〇・〇五	〇・五	〇・二七	〇・九	〇・〇五	〇・五	一・一	一・四	〇・三三	一	〇・五九	一	〇・四二	二	〇・五二	二	通 常 最 大	燐
	〇・二	一・二	一	二・三	〇・一	一	二・八	二・四	〇・三三	一	〇・五九	一	〇・四八	三	〇・六	三	〃	〃
	四	一・六	四	三・九	一・六	〇・八	一・六	〇・九	〃	〃	〃	〃	検出せず	二	検出せず	二	通 常 最 大	ふっ素
	二二・四	一一・一	二二・四	一一・一	九六・八	七〇	九六・八	七〇	四七	四五・二	四七	四五・二	七	五・八	七	五・八	通 常 最 大	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	三三八・一	一五〇	三三八・一	一五〇	一六〇	八八・二	一六〇	八八・二	五七	五三・八	五七	五三・八	一七・四	七・二	一七・四	七・二	〃	〃

五 排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値 及 び 排 出 水 の 量

No. 6 排 水 口	No. 5 排 水 口	No. 4 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	項 目		排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
							変 更 後	変 更 前		
	七・四		七・三		七・二	七・三	水素イオン濃度 (水素指数)	通 常 最 大	八〇・六	
	五・四		四・二		二・九	三・四	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	通 常 最 大	四〇	
	三・二		一・六		一・九	二・五	浮遊物質 量 ( $mg/l$ )	通 常 最 大	四〇	
	一・三		一・六		一・二	四・七	窒素 ( $mg/l$ )	通 常 最 大	六〇	
	五		五		五	六〇	燃 焼 物 質 量 ( $mg/l$ )	通 常 最 大	六・二	
	検出せず		検出せず		検出せず	八	ふっ素 ( $mg/l$ )	通 常 最 大	検出せず	
	二・一		〇・七		〇・七	一〇・五	排出水の日当たりの量 ( $m^3$ )	通 常 最 大	一五	
	三		一		一	二五				

山 口 県 告 示 第 二 百 八 十 四 号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。  
その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成二十五年七月十六日

山 口 県 知 事 山 本 繁 太 郎

一 通知の要旨

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
保安林として指定された目的  
変更に係る指定施業要件  
住 所  
森林所有権者  
防府市大字上右田字下迫  
土砂の流出の防備限度  
立木の伐採の  
防府市大字上右田二四の一  
石丸 佳正



商港区及び漁港区

二 分区の位置及び区域

(一) 商港区

1 位置

岩国市飯田町二丁目、飯田町二丁目、日の出町、川口町二丁目及び川口町二丁目

2 面積

二五・〇ヘクタール

(二) 漁港区

1 位置

岩国市三角町三丁目の一部

2 面積

〇・五ヘクタール

山口県告示第二百八十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、岩国都市計画臨港区地区藤生臨港区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県岩国港湾管理事務所及び岩国市産業振興部水産振興課において一般の縦覧に供する。

臨港区の分区の指定に関する告示（平成十七年山口県告示第二百七十三号）は、廃止する。

平成二十五年七月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 分区の種類

漁港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

岩国市藤生町二丁目の一部

(二) 面積

〇・六ヘクタール

山口県告示第二百八十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、岩国南都市計画臨港区地区港町臨港区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県岩国港湾管理事務所及び岩国市産業振興部水産振興課において一般の縦覧に供する。

臨港区の分区の指定に関する告示（平成十七年山口県告示第四百四十九号）は、廃止する。

平成二十五年七月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 分区の種類

商港区及び漁港区

二 分区の位置及び区域

(一) 商港区

1 位置

岩国市由宇町港二丁目、由宇町港三丁目及び由宇町南沖二丁目の各一部

2 面積

二・六ヘクタール

(二) 漁港区

1 位置

岩国市由宇町港二丁目及び由宇町南沖二丁目の各一部並びに由宇町南沖二丁目

2 面積

〇・七ヘクタール

〇・七ヘクタール



(三三三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年八月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人地域循環型社会推進協会

代表者の氏名 梶原 巧

主たる事務所の所在地 福岡県飯塚市鯉田二三一〇番地の一五一

(二三三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年八月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人須佐大橋コミュニティ広場

代表者の氏名 大塚 茂生

主たる事務所の所在地 萩市大字須佐三一九番地の一

(二三四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年八月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ゆう・ゆう・はぎ

代表者の氏名 長田 光雄

主たる事務所の所在地 萩市大字椿東五八二番地の一一

(二三五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年八月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人萩市日中友好市民連盟

代表者の氏名 田村 充正

主たる事務所の所在地 萩市大字椿東三〇〇〇番地の一〇

(二三六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十五年七月十六日から同年十一月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月十六日

山口県知事 山本 繁太郎



- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルク慶万店  
所在地 周南市慶万町一八三三の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社  
東京都千代田区外神田四丁目一四番一号 牧 貞夫
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更に係る事項	変更前	変更後
三ツ村正規			牧 貞夫

- 四 届出年月日  
平成二十五年七月三日  
変更年月日  
平成二十五年六月十八日

(二三七) 山口都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、山口都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

- 平成二十五年七月十六日  
山口県知事 山本 繁太郎
- 一 開催の日時  
平成二十五年八月十二日(月曜日)午後七時
- 二 開催の場所  
山口市小郡下郷六〇九の一  
山口市小郡総合支所
- 三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案
  - (一) 変更する山口都市計画道路三・五・三十柳井田柏崎線  
次のとおりとする。
  - (二) 変更する山口都市計画道路三・四・三十七長谷線  
次のとおりとする。

平成二十五年七月十六日印刷  
平成二十五年七月十六日発行

発行所 山口県庁  
山口県知事

四 公述の申出手続

- (一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十五年八月五日(月曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。
- なお、郵送の場合は、平成二十五年八月五日までの消印のあるものに限り、公聴会において意見を述べることができ、同様の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。
- (四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができ者に通知します。

五 その他

- (一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。
- (二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。  
山口市滝町一番一号  
山口県土木建築部都市計画課  
防府市駅南町一三番四〇号  
防府土木建築事務所  
山口市神田町六番一〇号  
防府土木建築事務所山口支所  
山口市亀山町二番一号  
山口市都市整備部都市計画課  
山口市小郡下郷六〇九の一  
山口市小郡総合支所
- (三) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。